

瀬戸市総合教育会議の設置に関して

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、平成27年4月1日より施行されました。この改正により、大綱の策定に関する協議等のため瀬戸市総合教育会議を設置することとなりました。

1. 総合教育会議における首長と教育委員会の関係

位置付け

首長が招集する。
首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議及び調整の場

それぞれの執行権限の一部を会議に移して会議の場で決定を行うものではない。

決定機関ではありません

首長の諮問に応じて審議を行う諮問機関（地方自治法上の附属機関）ではない。

附属機関ではありません

※ 構成員は、首長と教育委員会委員（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）

2. 総合教育会議設置の根拠

根拠

法律(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)で、その性格、設置、構成員等を規定

例規の整備

法律に設置根拠が規定されているため、条例や規則の制定は不要
事務局が首長部局か教育部かによって規則改正又は協定書変更が必要

3. 協議・調整事項

- ・教育行政の大綱の策定
- ・教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
- ・児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

4. 大綱

- ・地方公共団体の教育政策に関する方向性を明確化するため、総合教育会議において、首長と教育委員が協議・調整し、首長が策定

※大綱策定は第1回会議にて（案）を示し、（仮称）第2次瀬戸市教育アクションプランとともに平成28年3月の策定を目指します。

※大綱は教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされています。

5. 総合教育会議事務局

事務局

行政経営部経営課経営調整係

運営

会議運営にあたる事務は、開催日時、場所、協議題の調製、意見徴収者との連絡調整、議事録の作成及び公表等